

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 3-1-10 石井ビル 8 階

令和 7 年度税制改正②～所得税

Q 昨年 12 月に令和 7 年の税制改正大綱が発表されました。この中で、所得税に関する改正のポイントはなんですか？

解説

所得税については、基礎控除・給与所得控除の引き上げが大きなポイントです。また大学生年代がいる家庭では、新たな控除が設けられます。

1. 基礎控除及び給与所得控除の引き上げ

物価動向を踏まえ、基礎控除と給与所得控除の最低保証額が下記のように引き上げられます。

	合計所得金額	改正前 控除額	改正後 控除額
基礎控除	2350万円以下	48万円	58万円
	2350万円超2400万円以下		48万円
	2400万円超2450万円以下	32万円	32万円
	2450万円超2500万円以下	16万円	16万円
	2500万円超	0円	0円
給与所得控除	最低保証額	55万円	65万円

2. 特定親族特別控除（仮称）

19歳から22歳までの大学生年代の子等の合計所得金額が85万円までは、親等が下記の金額の所得控除を受けることができます。

改正前		改正後	
親族等の合計所得金額	控除額	親族等の合計所得金額	控除額
48万円以下	63万円	58万円以下	63万円
		58万円超85万円以下	
		85万円超90万円以下	61万円
		90万円超95万円以下	51万円
		95万円超100万円以下	41万円
48万円超	0	100万円超105万円以下	31万円
		105万円超110万円以下	21万円
		110万円超115万円以下	11万円
		115万円超120万円以下	6万円
		120万円超123万円以下	3万円

要するに…

昨年後半から基礎控除の引き上げなどが積極的に議論されており、一時は178万円という金額が打ち出されていましたが、結局123万円となっており、かなりトーンダウンした感はありません。このほか、生命保険料控除の拡充、iDeCoの限度額の引き上げなども大きな影響がある改正といえます。